

平成30・31年度保険料率の算定状況（第2回試算内容）

2018/1/9 作成

資料 3

算定基礎

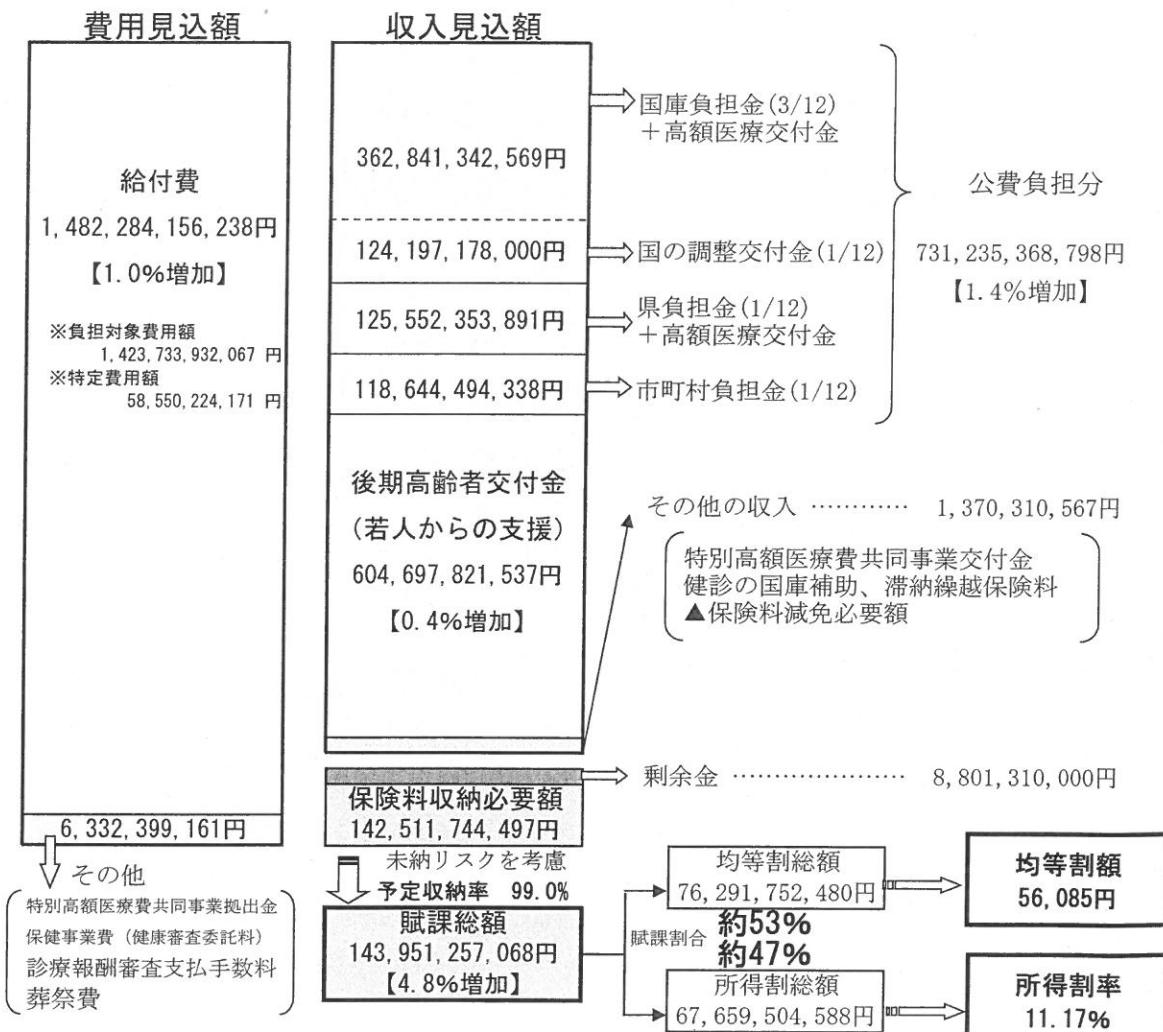
| | 【第5期】 平成28・29年度 | 【第6期】 平成30・31年度 |
|---------------|-----------------------------------|------------------------|
| 被保険者数 | 試算時 1,297,650人 実績見込 1,296,076人 | 1,360,288人 |
| 一人あたり給付費 | 試算時 1,131,270円 実績見込 1,085,408円 | 1,089,684円 |
| 後期高齢者負担率 | 10.99 | 11.18 |
| 予定保険料収納率 | 99.0% | 99.0% |
| 均等割と所得割の比率 | 53:47 (1:所得係数0.8954) ※ | 53:47 (1:所得係数0.8802) ※ |
| 賦課限度額（保険料上限額） | 57万円 | 62万円 |
| 所得の伸び率 | 0.9973 | 1.0000 |

※ 所得係数 = $\frac{\text{福岡県の一人あたり旧ただし書き所得}}{\text{全国の一人あたり旧ただし書き所得}}$

保険財政見直し

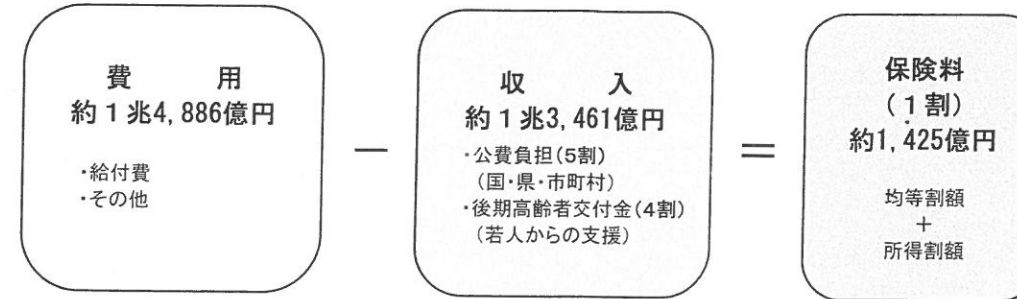
※【】内は、平成28・29年度保険料率算定時見込額との比較

2か年度の財政規模 1,488,616,555,399円 【1.0%増加】



※ 均等割額と所得割率の算出については、標準システム内で計算をおこなっているため、賦課総額 × 賦課割合 = 均等割総額又は所得割総額とはならない場合があります。

平成30・31年度保険財政見直しと保険料の概要



保険料率等

| 区分 | 【第5期】 平成28・29年度 | 【第6期】 平成30・31年度 | 増減 (%) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|------------------------------|
| 保険料率 | 均等割額 | 56,085円 | 56,085円 (0.0%) |
| | 所得割率 | 11.17% | 11.17% 0.00ポイント (0.0%) |
| 保険料の 賦課限度額 (保険料上限額) | 57万円 | 62万円 | 5万円 (8.8%) |
| 1人当たり 保険料額 (軽減適用後) | 77,140円 | 78,843円 | 1,703円 (2.2%) |

※ 被保険者実態調査とは、厚生労働省が9月30日現在の被保険者の年齢構成、保険料収納額や所得及び保険料賦課の状況等について調査するもの。

一人当たり保険料額の対比について、第6期の試算において軽減特例の見直し（所得割軽減の廃止、元被扶養者均等割軽減割合の縮小）の影響があることから大幅な増加に転じている。

第5期の剰余金活用後の保険料

◎ 剰余金について
平成28・29年度の保険財政収支に係る剰余金
剰余金 ⇒ 約88億円…全額を第6期に繰り入れる

| | 【1人当たり保険料対比】 |
|----------|--|
| 剰余金なしの場合 | 84,803円 剰余金なしの場合の増加率 約9.9% (前回 約6.4%) |
| 剰余金活用の場合 | 78,843円 剰余金活用後の増減率 約2.2% (前回 約▲2.8%) |

※ 保険料上昇抑制策として広域連合が設置している運営安定化基金と福岡県が設置している財政安定化基金があります。

保険料賦課総額の算出根拠について

| 平成30・31年度 保険料賦課総額 | | |
|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 費用 | ① 給付費 | 1,482,284,156,238 |
| | ② 財政安定化基金拠出金 | 0 |
| | ③ 特別高額医療共同事業拠出金 | 544,931,365 |
| | ④ 保健事業費（健康診査） | 1,253,349,796 |
| | ⑤ 診療報酬審査支払手数料 | 2,180,048,000 |
| | ⑥ 葬祭費 | 2,354,070,000 |
| | 合 計 A | 1,488,616,555,399 |
| 収入 | ① 国庫負担金（高額医療交付金を含む） | 362,841,342,569 |
| | ② 調整交付金 | 124,197,178,000 |
| | ③ 都道府県負担金（高額医療交付金を含む） | 125,552,353,891 |
| | ④ 市町村負担金 | 118,644,494,338 |
| | ⑤ 後期高齢者交付金 | 604,697,821,537 |
| | ⑥ 特別高額医療共同事業交付金 | 544,931,365 |
| | ⑦ 国庫補助（健診補助） | 272,037,000 |
| | ⑧ 滞納繰越保険料収納額 | 592,801,872 |
| | ⑨ 保険料減免必要額 | ▲ 39,459,670 |
| | ⑩ 現特定期間の剰余金繰入れ（保険料増加抑制） | 8,801,310,000 |
| | ⑪ 財政安定化基金からの交付金（保険料増加抑制） | 0 |
| 合 計 B | 1,346,104,810,902 | |
| 保険料収納必要額 | C (A - B) | 142,511,744,497 |
| 予定保険料収納率 | D | 99.0% |
| 賦 課 総 額 | (C / D) | 143,951,257,068 |

費用と収入の見込（第1回、第2回試算時比較）

| | | 平成30・31年度 (第1回試算時) 円 | 平成30・31年度 (第2回試算時) 円 | 比較 | |
|--------------------|-------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|---------|
| | | | | 増減 (人・円) | 増減率% |
| 2年間の被保険者数(人) | | 1,358,594 | 1,360,288 | 1,694 | 0.1% |
| 費用の見込額 | ① 給付費 | 1,490,218,033,258 | 1,482,284,156,238 | ▲ 7,933,877,020 | ▲ 0.5% |
| | ② 財政安定化基金拠出金 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| | ③ 特別高額医療費共同事業拠出金 | 640,107,112 | 544,931,365 | ▲ 95,175,747 | ▲ 14.9% |
| | ④ 保健事業費(健康診査) | 1,474,861,630 | 1,253,349,796 | ▲ 221,511,834 | ▲ 15.0% |
| | ⑤ 診療報酬審査支払手数料 | 2,221,126,000 | 2,180,048,000 | ▲ 41,078,000 | ▲ 1.8% |
| | ⑥ 葬祭費 | 2,366,850,000 | 2,354,070,000 | ▲ 12,780,000 | ▲ 0.5% |
| | 合計 A | 1,496,920,978,000 | 1,488,616,555,399 | ▲ 8,304,422,601 | ▲ 0.6% |
| 収入の見込額 | ① 国庫負担金 | 364,282,414,971 | 362,841,342,569 | ▲ 1,441,072,402 | ▲ 0.4% |
| | ② 調整交付金 | 125,664,735,000 | 124,197,178,000 | ▲ 1,467,557,000 | ▲ 1.2% |
| | ③ 都道府県負担金 | 125,748,181,780 | 125,552,353,891 | ▲ 195,827,889 | ▲ 0.2% |
| | ④ 市町村負担金 | 119,267,116,594 | 118,644,494,338 | ▲ 622,622,256 | ▲ 0.5% |
| | ⑤ 後期高齢者交付金 | 607,561,892,159 | 604,697,821,537 | ▲ 2,864,070,622 | ▲ 0.5% |
| | ⑥ 特別高額医療費共同事業交付金 | 640,107,112 | 544,931,365 | ▲ 95,175,747 | ▲ 14.9% |
| | ⑦ 国庫補助(健診補助) | 326,340,000 | 272,037,000 | ▲ 54,303,000 | ▲ 16.6% |
| | ⑧ 滞納繰越保険料収納額 | 592,049,352 | 592,801,872 | 752,520 | 0.1% |
| | ⑨ 保険料減免必要額 | ▲ 39,409,580 | ▲ 39,459,670 | ▲ 50,090 | 0.1% |
| | ⑩ 現特定期間の剰余金繰入れ | 9,146,947,957 | 8,801,310,000 | ▲ 345,637,957 | ▲ 3.8% |
| | ⑪ 財政安定化基金からの交付金 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 合計 B | 1,353,190,375,345 | 1,346,104,810,902 | ▲ 7,085,564,443 | ▲ 0.5% | |
| 保険料収納必要額 C(A-B) | 143,730,602,655 | 142,511,744,497 | ▲ 1,218,858,158 | ▲ 0.8% | |
| 予定保険料収納率 D | 99.0% | 99.0% | 0.0 | ポイント | |
| 賦課総額 E(C/D) | 145,182,426,924 | 143,951,257,068 | ▲ 1,231,169,856 | ▲ 0.8% | |
| 1人当たり保険料額(E÷被保険者数) | 106,862 | 105,824 | ▲ 1,038 | ▲ 1.0% | |
| 1人当たり保険料額(軽減適用後) | 79,748 | 78,843 | ▲ 905 | ▲ 1.1% | |
| 保険料率 | 均等割額 | 56,637 | 56,085 | ▲ 552 | ▲ 1.0% |
| | 所得割率 | 11.13% | 11.17% | 0.04ポイント | 0.4% |
| 保険料の賦課限度額 | | 570,000 | 620,000 | 50,000 | 8.8% |

費 用

① 給付費

【概 要】

被保険者に係る療養の給付に要する費用から一部負担金及び第三者行為返納金等相当を控除した額に入院時食事療養費等の額を加えたもの。

【算出方法】

平成30・31年度における被保険者数及び1人当たり給付費の推計値を基に算出した。

$$\text{給付費見込額} = \text{1人当たり給付費 (推計値)} \times \text{被保険者数 (推計値)}$$

◆ 被保険者数の推計

福岡県の統計「福岡県人口移動調査」の年齢別人口、死亡・転出入による人口移動率のほか、これまでの被保険者数の増加減少の実績値や、市町村からの住民基本台帳情報を基に75歳到達予定者数、被保険者の死亡者数などを推計し算出。

| | | | | |
|--------|----------|---|----|------------|
| 平成29年度 | 656,979人 | } | 合計 | 1,360,288人 |
| 平成30年度 | 672,598人 | | | |
| 平成31年度 | 687,690人 | | | |

◆ 1人当たり給付費の推計

平成29年度については平成24～平成26年の5月から11月支払い分までの実績に対する年度末実績の増加率の平均値を算定し、平成29年の5月～11月支払い分までの7か月分の実績に乗じて推計した。平成30、31年度については平成24～26年及び平成29年の1人当たり給付費の対前年伸び率の平均から算出した伸び率を当てはめ推計した。

これに下記の通り診療報酬改定、消費税率引き上げの影響を加味している。

| | |
|--|--------------------------------|
| <診療報酬改定の影響 ▲0.90%> | |
| ・診療報酬本体 | +0.55% |
| ・薬価 | ▲1.65% うち、実勢価格等改定 ▲1.36% |
| | 薬価制度の抜本改革 ▲0.29% (この数値は含めていない) |
| ・材料価格 | ▲0.09% |
| <消費税率引き上げの影響 +0.38%：平成26年度診療報酬改定時の例に準じて推計> | |
| 26N +1.36% (税率3%増に伴う医療機関等の課税仕入れに係るコスト増対応分) | |
| 31N10月～ 税率2%増であるため、+1.36%×2/3×5/12=0.38% | |

給付費見込額

| 年度 | 1人当たり給付費 (円) | | 被保険者数 (人) | | 給付費 (円) | |
|-------------------|--------------|--------|------------------|-------|--------------------------|-------|
| | | 伸率% | | 伸率% | 円 | 伸率% |
| 28 | 1,082,506 | -2.35% | 639,097 | 3.19% | (実績) 691,826,076,093 | 0.77% |
| 29 | 1,088,232 | 0.53% | 656,979 | 2.80% | (見込) 714,945,571,128 | 3.34% |
| 30 | 1,085,076 | -0.29% | 672,598 | 2.38% | A 729,819,947,448 | 2.08% |
| 31 | 1,094,191 | 0.84% | 687,690 | 2.24% | B 752,464,208,790 | 3.10% |
| 特定期間における一人当たりの給付費 | | | 平成28・29年度 (実績見込) | | 1,085,408 | |
| | | | 平成30・31年度 | | 1,089,684 | |

※特定費用額 (現役並み所得者に係る費用額)

平成28年度実績を基に、給付費総額のうち3.95%相当と見込む。

【費用額】

次期特定期間に係る給付費 A + B

1,482,284,156,238 円

このうち特定費用額

58,550,224,171 円

② 財政安定化基金拠出金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第116条、附則第14条の2

- ◆ 保険料の未納リスク、給付費の増加リスクによる広域連合の財政不足に対応するため、県に基金を設置し、広域連合に対し資金の交付及び貸し付けを行うもの。なお、保険料の上昇抑制に向けての活用も可能となっている。
- ◆ 基金の積み立て財源として、国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出する。
- ◆ 平成30・31年度においては、これまでの基金積み立てで対応可能なため、拠出率は0%の予定。

③ 特別高額医療共同事業拠出金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第117条

著しく高額な医療費の発生による広域連合の財政影響を緩和するため、1件当たり400万円を超えるレセプトにつき、200万円を超える額のうち保険料で賄う部分について、国保中央会が交付金を交付する共同事業に要する費用に充てるため、各広域連合が拠出するもの。

【算出方法】

平成28年度実績及び平成29年度の見込額を基に、平成30・31年度の見込額を算出した。

【費用額】

| | |
|---------------------|---------------|
| 30・31年度における共同事業拠出金額 | 544,931,365 円 |
|---------------------|---------------|

④ 保健事業に要する費用（健康診査、歯科健診）

○健康診査

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第125条

生活習慣病予防及びその予備軍を早期に発見し、早期治療や予防に繋げていくことにより、被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の適正化に資することを目的として実施する。

- ◆ 実施方法：個別健診（広域連合直営）、集団健診（市町村委託）の併用。
- ◆ 実施基準：厚生労働省「特定健康診査及び特定健康保健指導の実施に関する基準」に準じて実施。
- ◆ 受診対象：被保険者（ただし生活習慣病で治療中など一定の要件に該当する者は除く）
- ◆ 自己負担：一律500円（平成28年度、29年度と同額）

○歯科健診（平成30年度からの新規事業）

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第125条

後期高齢者における口腔の健康を維持することにより、高齢者の健やかで心豊かな生活を支え、健康寿命の延伸を目的に実施する。

- ◆ 実施方法：個別健診（広域連合直営）
- ◆ 実施内容：問診、口腔内診査、口腔機能診査、診査結果の説明、歯科保健指導を実施
- ◆ 受診対象：実施年度に76才になる被保険者（ただし、病院や診療所に6ヶ月以上継続して入院している方等は対象外）
※経過措置として平成32年度までは上記のただし書きを除く対象外の方であっても受診を希望される場合は対象者とする。
- ◆ 自己負担：現在調整中。

【算出方法】（健康診査、歯科健診共通）

（健診単価 - 自己負担）× 受診対象者数 + 事務費

【費用額】

| 年度 | 健診単価—自己負担 円 | 受診対象者数 人 | 健診に要する費用 円 |
|--------------|--------------------|-------------|---------------|
| 30年度 31年度 | 集団健診 5,450 | 6,452 | 35,163,400 |
| | 個別健診 7,507 | 69,115 | 518,846,305 |
| | 歯科健診 4,200 | 120,000 | 504,000,000 |
| | 事務費（通信運搬費、委託料、負担金） | | 195,340,091 |
| 計 | | | 1,253,349,796 |

※ 受診対象者の算出

平成29年度受診対象見込み数を基に、増加数を見込んで推計した。（健康診査）
76歳年齢到達予定者と希望者の見込みで計上した。（歯科健診）

⑤ 審査支払手数料

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第70条

レセプトの審査（療養費の審査を除く）及び医療機関に対する診療報酬の支払業務を国保連合会へ委託するもの。

【算出方法】

審査支払手数料単価 × 平成30・31年度の審査支払見込件数

【費用額】

| 年度 | 審査支払 手数料単価 円 | ※ 審査支払 見込件数 枚 | 審査支払手数料 円 |
|------|--------------------|---------------------|---------------|
| 30年度 | 47 | 22,791,000 | 1,071,177,000 |
| 31年度 | | 23,593,000 | 1,108,871,000 |
| 計 | | | 2,180,048,000 |

※ 審査支払見込件数の算出

平成29年度の審査支払い件数の見込みに、過去3年の伸び率の平均値を基に推計した増加率を乗じて算出した。

- ◇ 平成29年度年間審査支払件数見込み … 22,015,255枚
- ◇ 年間審査支払件数の増加率 … 3.52%

⑥ 葬祭費

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第86条

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条

- ◆ 被保険者の死亡に対し条例で定めるところにより葬祭費の支給を行うもの。

【算出方法】

支給額 × 死亡者数

【費用額】

| 年度 | 支給額 円 | ※死亡者数 人 | 葬祭費 円 |
|--------------|----------|------------|---------------|
| 30年度 31年度 | 30,000 | 78,469 | 2,354,070,000 |

※ 死亡者数について

- ◇ 死亡者数 平成30・31年度死亡者数の見込人数

収 入

① 国庫負担金

(1) 国の定率負担

【概 要】 高齢者の医療の確保に関する法律第93条第1項

国は、広域連合に対し、「負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）」の12分の3を負担する。

【算出方法】

負担対象額（給付費 - 特定費用額）× 3/12

【収入額】

| 年度 | 給付費 円 | 特定費用額 円 | 負担 割合 | 定率負担額 円 |
|------|-----------------|----------------|----------|--------------------------|
| 30年度 | 729,819,947,448 | 28,827,887,924 | 3/12 | 175,248,014,881 |
| 31年度 | 752,464,208,790 | 29,722,336,247 | | 180,685,468,135 |
| | | | 合計 | 355,933,483,016 A |

(2) 高額医療公費負担

【概 要】 高齢者の医療の確保に関する法律第93条第2項

国は、高額な医療給付の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件当たり80万円を超えるレセプトにつき、80万円を超える額のうち保険料で賄う部分について、その4分の1を負担する。

【算出方法】

80万円を超える部分の給付費 × [($\frac{\text{負担対象額}}{\text{給付費}}$ × 1/12) + 後期高齢者負担率] × 1/4

【収入額】

| 年度 | ※ 80万円を超える部分の給付費 円 | 高額医療公費負担額 円 |
|------|-----------------------|------------------------|
| 30年度 | 69,469,607,159 | 3,331,791,305 |
| 31年度 | 74,562,910,347 | 3,576,068,248 |
| | | 合計 |
| | | 6,907,859,553 B |

※ 80万円を超える部分の給付費について
平成28年度実績を基に平成30・31年度の高額な医療費の伸びを勘案し算出した。

| | |
|------------------------------|-------------------|
| 30・31年度における国庫負担金額 A + B | 362,841,342,569 円 |
|------------------------------|-------------------|

② 調整交付金

【概 要】 高齢者の医療の確保に関する法律第95条

- ◆ 国は、広域連合間の財政調整を図るため、広域連合に対し調整交付金を交付する。
- ◆ 交付総額は、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の12分の1とする。
- ◆ そのうち、10分の9相当を広域連合間の所得格差による財政の不均衡を是正するために交付する普通調整交付金、10分の1相当を災害その他特別の事情を考慮して交付する特別調整交付金とする。

【算出方法】

◆ 普通調整交付金

$$\left[\left\{ \text{給付費} \times \text{後期高齢者負担率} - \text{高額療養費公費負担額} + \text{負担対象額} \times \left(\frac{1}{12} \times \text{普通調整係数} \right) \right\} - \text{特別調整控除額} \right] \times \text{補正係数} \\ - \left\{ \left(\text{給付費} \times \text{後期高齢者負担率} - \text{高額療養費公費負担額} \right) \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{2} \times \text{所得係数} \right) \right\} \times \text{補正係数}$$

◆ 特別調整交付金（結核性疾患及び精神病に係る給付費が多額である場合に該当）

【交付要件】市町村ごとに調整対象需要額※のうち結核性疾患及び精神病に係る給付費の占める割合が100分の15を超える場合。

※ 調整対象需要額は給付費のうち保険料で賄う部分

【算出式】 調整対象需要額 × 当該を超える部分の割合 × 8/10以内の額

【収入額】

| 年度 | 区分 | 調整交付金額 円 |
|--------------|----------------|-----------------|
| 30年度 31年度 | 普通調整交付金 | 124,179,934,000 |
| | 特別調整交付金（結核・精神） | 17,244,000 |
| 計 | | 124,197,178,000 |

③ 都道府県負担金

(1) 都道府県の定率負担

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第96条第1項

都道府県は、広域連合に対し、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の12分の1を負担する。

【算出方法】

$$\text{負担対象額} (\text{給付費} - \text{特定費用額}) \times 1/12$$

【収入額】

| 年度 | 給付費 円 | 特定費用額 円 | 負担割合 | 定率負担額 円 |
|------|-----------------|----------------|------|-------------------|
| 30年度 | 729,819,947,448 | 28,827,887,924 | 1/12 | 58,416,004,960 |
| 31年度 | 752,464,208,790 | 29,722,336,247 | | 60,228,489,378 |
| 合計 | | | | 118,644,494,338 A |

(2) 高額医療公費負担

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第96条第2項

都道府県は、高額な医療給付の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件当たり80万円を超えるレセプトにつき、80万円を超える額のうち保険料で賄う部分についてその4分の1を負担する。

【算出方法】

$$80\text{万円を超える部分の給付費} \times \left[\left(\frac{\text{負担対象額}}{\text{給付費}} \times 1/12 \right) + \text{後期高齢者負担率} \right] \times 1/4$$

後期高齢者負担率11.18%

【収入額】

| 年度 | ※ 80万円を超える部分の給付費 円 | 高額医療公費負担額 円 |
|------|-----------------------|----------------|
| 30年度 | 69,469,607,159 | 3,331,791,305 |
| 31年度 | 74,562,910,347 | 3,576,068,248 |
| | 合計 | 6,907,859,553 |

※ 80万円を超える部分の給付費について
平成28年度実績を基に平成28・29年度の高額な医療費の伸びを勘案し算出した。

| | |
|---------------------------|-----------------|
| 30・31年度における都道府県負担金額 A + B | 125,552,353,891 |
|---------------------------|-----------------|

④ 市町村負担金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第98条

市町村は、広域連合に対し、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の1/2分の1を負担する。

【算出方法】

負担対象額（給付費 - 特定費用額）× 1/12

【収入額】

| 年度 | 給付費 円 | 特定費用額 円 | 負担割合 | 定率負担額 円 |
|------|-----------------|----------------|------|-----------------|
| 30年度 | 729,819,947,448 | 28,827,887,924 | 1/12 | 58,416,004,960 |
| 31年度 | 752,464,208,790 | 29,722,336,247 | | 60,228,489,378 |
| | | | 合計 | 118,644,494,338 |

⑤ 後期高齢者交付金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第100条

支払基金は、広域連合に対し負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）から後期高齢者の負担額及び公費負担額を除いた額及び特定費用額のうち後期高齢者の負担額を除いた額の合計額を交付する。

なお、この交付金は支払基金が保険者から徴収する後期高齢者支援金をもって充てる。

【算出方法】

負担対象額 × [1 - (後期高齢者負担率11.18/100 + 公費負担率50/100)]
+ 特定費用額 × (1 - 後期高齢者負担率11.18/100)

【収入額】

| 年度 | 区分 | 給付費 円 | 特定費用額 円 | 負担割合 | 後期高齢者交付金額 円 |
|------|---------|-----------------|----------------|-----------|-----------------|
| 30年度 | 一般 | 729,819,947,448 | 28,827,887,924 | 38.82/100 | 272,125,117,507 |
| | 現役並み所得者 | — | 28,827,887,924 | 88.82/100 | 25,604,930,054 |
| 31年度 | 一般 | 752,464,208,790 | 29,722,336,247 | 38.82/100 | 280,568,394,921 |
| | 現役並み所得者 | — | 29,722,336,247 | 88.82/100 | 26,399,379,055 |
| 総計 | | | | | 604,697,821,537 |

⑥ 特別高額医療共同事業交付金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第117条

著しく高額な医療費の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件当たり400万円を超えるレセプトにつき、200万円を超える額のうち保険料で賄う部分について、国保中央会が各広域連合から徴収した拠出金を基に交付金を交付するもの。

【算出方法】

特別高額医療共同事業拠出金と同額を見込む。

【収入額】

| | |
|---------------------|---------------|
| 30・31年度における共同事業交付金額 | 544,931,365 円 |
|---------------------|---------------|

⑦ 国庫補助（健診に対する補助）

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第102条

厚生労働省「後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱」

広域連合が実施する健康診査に要する費用について国が健診基準単価の3分の1の補助を行うもの。

【算出方法】

健診基準単価 × 受診対象者数 × 補助率

【収入額】

| 健診基準単価 | | | 受診対象者 | 補助率 | 国庫補助金額 | |
|--------|------|-------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 円 | | | 人 | | 円 | |
| 集団健診 | 経過措置 | 課税 | 4,190 | 30年度 94 | 1/3 | 9,765,000 |
| | | 非課税 | 5,390 | 31年度 96 | | |
| | 原則 | 課税 | 4,190 | 30年度 41 | | |
| | | 非課税 | 5,390 | 31年度 42 | | |
| | | 課税 | 4,190 | 30年度 2,166 | | |
| | | 非課税 | 5,390 | 31年度 2,211 | | |
| 個別健診 | 課税 | 5,490 | 30年度 20,402 | 141,072,000 | | |
| | 非課税 | 7,060 | 31年度 20,830 | | | |
| | 課税 | 5,490 | 30年度 13,819 | | | |
| | 非課税 | 7,060 | 31年度 14,064 | | | |
| 歯科検診 | | 3,030 | 30年度 60,000 | 121,200,000 | | |
| | | | 31年度 60,000 | | | |
| 計 | | | | | 272,037,000 | |

⑧ 滞納繰越保険料収納額

【概要】

99.0%の収納を予定している現年度保険料とは別に、過年度からの繰越分滞納保険料について見込まれる収納額を収入として計上するもの。

【算出方法】

平成28年度からの滞納繰越額及び当該繰越分に係る収納実績を基に、次期特定期間における被保険者数の増加を考慮し、収納見込額を算出。

【収入額】

| | |
|-----------------------|---------------|
| 30・31年度における滞納繰越保険料収納額 | 592,801,872 円 |
|-----------------------|---------------|

⑨ 保険料減免必要額

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第111条
福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条

条例で定めるところにより実施する保険料の減免については、保険料を財源とするため、次期特定期間において見込まれる保険料減免相当額を収入から減じるもの。(マイナス計上)

【算出方法】

平成28年度の減免実績を基に、次期特定期間における被保険者数の増加を考慮し算出。

【収入額】

30・31年度における保険料減免必要額

△ 39,459,670円

⑩ 現特定期間の剰余金の繰入

【概要】

平成29年9月19日 厚生労働省保険局高齢者医療課 事務連絡 において、剰余金は、原則その全額を繰り入れるよう示されている。

【算出方法】

平成28・29年度において生じると見込まれる精算後の剰余金について、その全額を平成30・31年度の収入として繰入れる。

なお、剰余金等の活用額約91億円については、現段階での推計であり、今後の試算において活用のあり方等も含め、変更になる可能性がある。

【収入額】

30・31年度の収入として繰入れる額

8,801,310,000円

⑪ 財政安定化基金からの交付金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律附則第14条の2

平成29年9月19日付 厚生労働省保険局高齢者医療課 事務連絡 において、保険料の上昇を抑制するため財政安定化基金の取扱いについて示されている。

なお、平成30・31年度における保険料上昇抑制に向けての財政安定化基金からの交付金は、現段階での剰余金の推計が大きいため、今回の試算では計上していない。今後の試算においてもその必要性について福岡県と協議を行う。

予定保険料収納率

【算出方法】

必要な収納対策を実施することにより、収納率99.0%を維持する。

30・31年度の予定収納率
(特別徴収、普通徴収を合わせた広域連合全体の収納率)

99.0%

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

平成 30・31 年度保険料率の試算について（第 2 回）

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30・31 年度の保険料率（以下「新保険料率」という。）の試算に関しては、平成 29 年 9 月 19 日付け事務連絡「平成 30・31 年度保険料率の試算について（第 1 回）」に基づき、試算をさせていただいたところですが、平成 29 年 12 月 22 日に閣議決定された平成 30 年度予算政府案等を踏まえ、新保険料率算定に係る最終的な数値等を下記のとおりお知らせします。

これらの数値等を参考に試算内容の精査を行っていただくとともに、その結果を報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 試算に当たり参考となる数値について

(1) 基礎数値

基礎数値の全国単位の伸び率見込みは、当課において算出したところ、以下のとおりである。これらは全国単位の数値であることから、試算に当たっては、各広域連合の実績等を勘案して個別に見込んでいただきたい。

| | 平成 29 年度 (対前年度) | 平成 30 年度 (対前年度) | 平成 31 年度 (対前年度) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| ①被保険者数 | 3. 3% | 2. 8% | 2. 8% |
| ②被保険者一人当たり医療費 | 0. 4% | ▲0. 7% | 0. 3% |
| ③総医療費 | 3. 7% | 2. 0% | 3. 0% |
| ④医療給付費 | 3. 6% | 1. 9% | 3. 0% |
| ⑤被保険者一人当たり医療給付費 | 0. 2% | ▲0. 9% | 0. 3% |

※ 被保険者一人当たり医療費について（2）の診療報酬改定の影響を反映させる等した結果、前回の事務連絡から伸び率が変更となった。

※ 各項目の算出方法

① 被保険者数

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」の伸び等を用いて推計。

② 被保険者一人当たり医療費

平成 26～28 年度の対前年伸び率の平均値（0.19%）と平成 24～28 年度の対前年伸び率の平均値（0.36%）のうち高い方（0.36%）を乗じた上で、（2）の診療報酬改定の影響を反映。

③ 総医療費

各年度について見込まれる②被保険者一人当たり医療費に、各年度について見込まれる①被保険者数を乗じることにより算出。

④ 医療給付費

各年度について見込まれる③総医療費に、各年度の総医療費に対する医療給付費の割合を乗じることにより算出。平成 28 年度は速報値（H28.3～H29.2）、平成 29 年度以降は過去の実績等を踏まえた見込み値を用いて算出。

⑤ 被保険者一人当たり医療給付費

各年度について見込まれる④医療給付費を、各年度について見込まれる①被保険者数で除すことにより算出。

（2）診療報酬改定率

平成 30 年度予算政府案において、診療報酬改定は以下の通りとされている。

- ・ 診療報酬本体 + 0.55%
- ・ 薬価 ▲ 1.65%
 - うち、実勢価等改定 ▲ 1.36%
 - 薬価制度の抜本改革 ▲ 0.29%
- ・ 材料価格 ▲ 0.09%

改定率は、医療保険制度全体を通じたものであることから、後期高齢者医療制度の保険料率の試算に当たっては、一人当たりの費用を検討する際に、加味されたい。

（3）その他の数値等

① 後期高齢者負担率

平成 30・31 年度における高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 100 条第 3 項に規定する後期高齢者負担率は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号。以下「算定政令」という。）を改正し、11.18%とすることを予定している（平成 30 年 1 月公布予定）。

② 財政安定化基金標準拠出率（別紙参照）

平成 30・31 年度における算定政令第 19 条第 2 項に規定する財政安定化基金拠出率（以下「標準拠出率」という。）については、同項の規定により 2 年を一期間として直近の実績に基づき設定することとなり、現時点で 10 万分の 40 とすることを予定している（平成 30 年 1 月公布予定）。

各都道府県が定める財政安定化基金拠出率は、標準拠出率を標準として、

- ・平成 29 年度末時の基金残高
- ・平成 30・31 年度の貸付・交付見込額（法附則第 14 条に規定する交付を見込む広域連合はその交付見込額を含む。）
- ・平成 30・31 年度の償還見込額
- ・平成 31 年度末時点において都道府県が必要と判断する基金残高等を踏まえ、定めることとなる。

③ 普通調整交付金

普通調整交付金の交付額について、別添「第 3 回試算保険料率報告シート」中の「5. 普通調整交付金算定シート（平成 30 年度）」及び「6. 普通調整交付金算定シート（平成 31 年度）」を用いて算出することとし、その際には以下の係数を用いていただきたい。

イ 補正係数

平成 30 年度の補正係数 1.0056、平成 31 年度の補正係数 1.0054

ロ 調整係数

平成 30 年度の普通調整係数 0.9703、平成 31 年度の普通調整係数 0.9713

ハ 所得係数

各広域連合において、被保険者数の伸びや過去の実績等に基づき算出した値を用いる。

④ 保険料の賦課限度額

平成 30・31 年度における高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）第 18 条第 1 項及び第 2 項に規定する保険料の賦課限度額は、高確令を改正し、現行の 57 万円から 62 万円とすることを予定している（平成 30 年 1 月公布予定）。

⑤ 軽減判定所得

平成 29 年度に引き続き、平成 30 年度においても経済動向等を踏まえ、低所得者の均等割 2 割軽減、均等割 5 割軽減の軽減判定所得の見直しを予定している。具体的な基準は以下の通りである（平成 30 年 1 月公布予定）。

【見直しの内容】

① 2 割軽減

（現行） 基準額 33 万円 + 49 万円 × 被保険者数

（改正後） 基準額 33 万円 + 50 万円 × 被保険者数

② 5 割軽減

（現行） 基準額 33 万円 + 27 万円 × 被保険者数

（改正後） 基準額 33 万円 + 27.5 万円 × 被保険者数

⑥ 保険料軽減特例の見直しについて

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割額の軽減措置及び所得の低い被保険者に対する所得割額の軽減措置については、「保険料軽減特例の見直し内容について」(平成 28 年 12 月 22 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)においてお示ししたとおり、平成 29 年度から段階的に見直しを行っているところであるが、次年度以降についても予定どおり見直しを行うものとして保険料率試算を行っていただきたい。

2 平成 30・31 年度の保険料水準について

平成 30・31 年度の保険料水準については、以下も勘案の上、試算を行っていただきたい。

(1) 平成 28・29 年度の財政収支に係る剰余金

財政運営期間を通じて生じた剰余金は、原則、次期財政運営期間における収入として繰り入れられるべきものであり、医療給付費の動向等を精査した上、平成 28・29 年度に生じると見込まれる剰余金について、その全額を収入として計上いただきたい。

(2) 財政安定化基金からの交付

広域連合において、保険料増加抑制のために財政安定化基金からの交付を見込む場合には、各都道府県と協議を行っていただきたい。その際には、保険料増加抑制のために財政安定化基金から交付を受けることは、次期保険料率改定において保険料増加要因となり得ることにも、留意いただきたい。

また、財政安定化基金の拠出率等について、各都道府県に対し平成 29 年 9 月 19 日付け事務連絡「後期高齢者医療の平成 30・31 年度財政安定化基金拠出率について」のとおり連絡しているため、了知されたい。

3 平成 30・31 年度の保険料率等の公表について

各広域連合議会での新保険料率の議決後、全国の新保険料率、被保険者一人当たり平均保険料額等を取りまとめ、公表することを予定している(平成 30 年 4 月上旬)。

4 試算結果の報告について

新保険料率の試算の結果について、別添「第2回試算保険料率報告シート」中の各シート等により報告いただきたい。

(1) 報告内容

- ① 新保険料率の試算結果
「1. 新保険料率検討シート」及び標準システムから出力される「保険料試算結果内訳表」
- ② 財政安定化基金
「2. 財政安定化基金シート」
- ③ 医療給付費等の見込み
「3. 医療給付費等の見込報告シート①」及び「4. 医療給付費等の見込報告シート②」
- ④ 普通調整交付金の交付額の見込み
「5. 普通調整交付金算定シート（平成30年度）」及び「6. 普通調整交付金算定シート（平成31年度）」
- ⑤ 広域連合議会の開催予定日
ご報告いただくメール本文に記載のこと。

(2) 報告期限

以下の2回、新保険料率について報告いただきたい。

[1回目] 平成30年1月15日(月)

[2回目] 各広域連合議会での新保険料率の議決後

※ なお、1回目において報告いただいたものと変更がない場合は、その旨ご報告いただくのみで差し支えない。

以上

【報告先・照会先】

厚生労働省保険局高齢者医療課
企画法令係 相原・本間

電話 03-5253-1111(内3154、3198)

MAIL : aihara-hikaru@mhlw.go.jp

homma-yuuta@mhlw.go.jp